

## 2011年度訪欧代表団報告

日本知的財産協会  
訪欧代表団\*

**抄録** ミュンヘンにて開催された三極ユーザ会議の出席者を中心に、5月16日にEPO（ミュンヘン）及びドイツ特許商標庁（ミュンヘン）を、5月23日と24日の両日にかけてWIPO（ジュネーブ）を訪問した。各機関との会合では、JIPAからEPO、ドイツ特許商標庁に対して日本ユーザの意見・要望を投げかけると共に、三極ユーザ会議での議題でもある「制度調和」、「特許の品質」、「各庁間の審査協力」等に対する展望、問題点について意見交換を行った、また、WIPOでは、特許等の制度調和の国際動向、PCT（特許協力条約）制度／運用の課題等について意見交換を行った。

### 目次

1. はじめに
2. 訪問代表団の構成
3. 日程および訪問先
4. 訪問先での会議などの内容
  4. 1 EPO
  4. 2 ドイツ特許商標庁
  4. 3 WIPO
5. おわりに

### 1. はじめに

JIPAでは、「世界から期待され、世界をリードするJIPA」のスローガンに則り、三極ユーザ会議の取組み、各国特許庁・知財関係機関への意見・要望の提示と意見交換を通じて、ユーザフレンドリーな知財制度の実現に向け、知財制度の調和を目指して精力的な取組みを進めている。

三極ユーザ会議では、JIPAは段階的な特許制度調和を提案している。現在は、“方式手続きの調和から実体審査の調和への移行段階”にあたり、三極特許庁と共に「サーチの調和」について議論を進めている。

今回は、制度調和の議論をさらに一歩進めることを目的として、欧州における各機関を訪問し、日本企業の意見を直接伝えると共に意見交換を行い、各機関の動向も把握することに努めた。

### 2. 訪問代表団の構成

#### 団長

奥村 洋一 副理事長  
武田薬品工業株式会社 知的財産部

#### 副団長

竹中 弘 常務理事  
株式会社ジェイテクト 知的財産部  
内藤 浩樹 副理事長  
パナソニック株式会社 IPRオペレーション  
カンパニー 知財開発センター

#### 団員

碓氷 裕彦 元理事長  
株式会社デンソー 知的財産部  
荘林 啓 特許第1委員会 委員長  
株式会社リコー 法務・知財本部

\* JIPA delegation to Europe (2011)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

太田 宣衛 国際第2委員会 委員長  
積水化学工業株式会社 知的財産部  
永野 大介 国際第2委員会 副委員長  
パナソニック株式会社 IPRオペレーション  
カンパニー 知財開発センター  
野元 澄男 日本知的財産協会政策グループ  
リーダー

Mr. Wim van der Eijk  
Mr. Niclas Morey  
Mr. Gilles Requena

### 3. 日程および訪問先

#### ミュンヘン

5月16日（月）EPO, ドイツ特許商標庁  
（5月17日（火）三極ユーザ会議）  
（5月18日（水）三極特許庁・ユーザ会議）

#### ジェネーブ

5月23, 24日（月, 火）WIPO

### 4. 訪問先での会議などの内容

#### 4. 1 EPO

##### 4. 1. 1 出席者

Mr. Benoit Battistelli (EPO長官)

#### 4. 1. 2 内容

(1) Benoit Battistelli EPO長官が、会議の最初から最後まで出席され、先ずJIPA奥村団長より先の日本での震災に対するEPOの救済措置に対するお礼を述べ、その後主に以下のトピックについて意見交換を行った。

① 制度調和に向けたJIPA活動方針について  
JIPAより、制度調和に向けた活動方針として、これまでのJIPA活動の概要と三極ユーザ会議における議論の概要、方式から実体への段階的な制度調和の考え方、並びに今後の三極における制度調和の促進、五極体制に向けた韓国・中国のユーザ団体との連携について、紹介、説明した。

EPO長官にJIPAおよび三極ユーザ会議の制度調和活動の意義を理解頂いた。また、EPO長官は、制度調和には今後各国特許庁およびユー



EPOにて Battistelli長官と

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ザ間で多くの検討と相互協力が不可欠であるとの意見を披露した。現在すでに米国・欧州のユーザと行っている意見交換会を、EPOとJIPAとの間でも定期的実施していくことで合意した。

### ② EPOにおける翻訳問題について

EPO長官より、EPOにおいて翻訳は歴史的な問題のひとつであり、現在対策を進めているとの説明があった。具体的には、Googleと提携して機械翻訳を開発し、2014年にはEPOの全ての加盟国の言語に対して機械翻訳可能な状態にする予定である。また、欧州人にとって難しい言語であるが、特許情報としては無視できない四言語と考えている中国、韓国、日本、ロシアの各言語についても機械翻訳が可能な状態にする予定である。

なお、この機械翻訳システムは、ユーザにも開放していく方針とのことであった。

### ③ 共通特許制度（EU特許）について

共通特許制度（EU特許）についての検討状況を確認したところ、一部の国が採用言語の問題で反対しているが多くの国の賛同は得られている。ただし、EU特許についての議論、意思決定はEPOではなくEU委員会が行っており、知財の統一司法制度に関する議論が進んでおらず、このEU特許の実現はいつになるかはわからない、とのことであった。なお、EU特許は、EU特許出願をEPCの1指定国と捉える考え方で、現状におけるEPOでの指定国を全指定するような案件の場合、大幅なコストダウンが見込めるであろう、との見解であった。

(2) 所感：EPO長官に会議時間全てに出席頂き、長官からEPOとしての意見を直接聞くことができ、また今後定期的に意見交換を行いたいとの意向が表明されたことは、日本のユーザ、JIPAの意見を尊重して頂いている証左として感謝したい。会談の場で長官よりPPHの現

状に対する理解が示されるとともに、PCTの促進・改善に向けた意向が示されたことには、両者あいまっての更なるワークシェアの進化につながるものと考えられる。また、EPOは機械翻訳の開発等の施策を実行しており、かつユーザにも開放予定というユーザフレンドリーな対応をしていることにも感謝したい。

## 4. 2 ドイツ特許商標庁

### 4. 2. 1 出席者

Mr. Dr. Dieter Schneider（特許部門長）

Mr. Herbert Krueger（法律部門長）

Ms. Britta Georgian

他1名



ドイツ特許商標庁にて

### 4. 2. 2 内容

(1) 会議は、ドイツ特許商標庁の特許部門長並びに法律部門長の出席のもと、先ずJIPA奥村団長より先の日本での震災に対するドイツ特許商標庁の救済措置に対するお礼を述べ、その後特許審査ハイウェイ（PPH）と明細書・クレームの記載要件等について意見交換を行った。なお、JIPAが今後もドイツ特許庁を訪問することを歓迎する旨のコメントがあった。

#### ① 特許審査ハイウェイ（PPH）について

JIPAより、日本出願を基礎としてドイツ、アメリカにPPH申請した案件について分析・



## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

調査した結果に基づき、ドイツへPPH申請した案件は、審査期間は短縮しているが、拒絶理由の通知なく許可になった案件がまったくないことを説明した後、意見交換を行った。

ドイツ特許商標庁では、PPH案件は優先的に審査しており、日本での審査の引用例に対しては英文アブストラクトを利用して認識・確認した上で審査を行っている。審査では、ドイツ実用新案も含めてサーチを実施しており、ワークロードはあまり低減していないと考えている。また、日本出願とドイツ出願のクレームの同一性については、日本語から英語を介してドイツ語に翻訳されていることから、翻訳上の問題が生じている可能性があるとの指摘があった。

JIPAの分析に対しては、ドイツ実用新案も含めたサーチを実施していること、翻訳上の問題が考えられることから、拒絶理由の通知なしで許可されることがないと推察されるということであった。

ドイツ特許商標庁では、PPH制度は出願人のみならず特許庁側にもアドバンテージがあり、評価しているとのコメントがあり、JIPAの分析について、日本からのPPH申請案件数がまだ少なく、今後申請案件が増加すること、その際に再度評価していくことで意見が一致した。

### ② 明細書・クレームの記載要件について

JIPAより、PPH出願案件を対象として、日米欧の三極において明細書・クレームの記載要件の相違に関し分析・調査した結果について説明し、特にPPH案件で第1庁において許可状態になったにも拘らず第2庁の審査において記載不備の拒絶を受ける割合が多いことを説明し、その後意見交換を行った。

ドイツ特許商標庁からは、明細書・クレームの記載については、翻訳上の問題もあり、理解できない点等が生じ、記載不備の拒絶理由が通知されることもあるのではないかと説明がされた。

JIPAより、第1庁において記載要件を満足しているにも拘らず、第2庁において不備と指摘されることは、特許庁において二重の業務をしていることになると共に、出願人においても二重の手間とコストを強いられることになり、双方にとって利益にならないことを説明した。また、記載要件については、法律の改正を伴うことなく運用において改定でき、各国間において調和が図れることもあるのではないかと指摘した。

ドイツ特許商標庁から、審査官交流等の機会も利用し、記載要件について各国間の調和が図れるよう、出願人（JIPA）の協力も得ながら推進していきたいとの意向が示された。

(2) 所感：ドイツ特許商標庁長官は所用のため面会できなかったが、特許部門長並びに法律部門長に出席頂き、制度調和の推進に向けて、特許庁側並びにJIPA側の双方にとって有意義な意見交換ができたと考える。また、今後も定期的に意見交換を実施することで合意できたことは、成果であると考えている。



ドイツ特許商標庁の前にて

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 4. 3 WIPO

### 4. 3. 1 出席者

Mr. Francis Gurry (事務局長)

Mr. James Pooley

Mr. Christian Wichard

Mr. Yoshiyuki Takagi

Mr. Brian Matthew

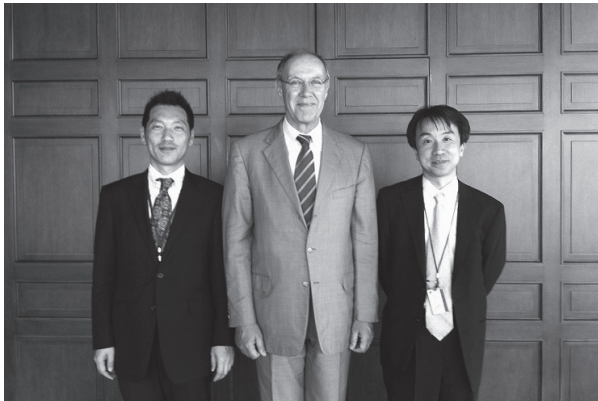
Mr. Claus Matthes

Mr. David Muls

Mr. Takashi Yamashita

Mr. Michael Richardson

他多数



WIPOにて Gurry事務局長と

### 4. 3. 2 内容

(1) Francis Gurry WIPO事務局長並びに James Pooley WIPO副事務局長との会談に始まり、各分野の担当部長と主に以下のトピックについて意見交換を行った。なお、JIPA内藤副団長より先の日本での震災に対するWIPOの救済措置に対するお礼を述べた。

#### ① 世界の制度全般に関する意見交換

- ・震災の影響で日本からの出願件数が減少するのではないかと心配していることが表明された。これに対し、今回はリーマンショックの時とは異なり、日本企業のグローバル戦略自体は変わらず、グローバルなイノ

ベーションをより促進することで、震災後の復興を目指している旨を説明した。

- ・PCTについては、現行フレームワークの範囲内で出来る限りの改善を進める予定であり、この2年で途上国側とも良い話ができ、PCT改革に対して途上国側が少しずつ前向きになってきている、との説明があった。日本企業にとっては、グローバルな権利化促進に向けて、国際調査の質は非常に重要であることを話し、WIPO側からはユーザ視点での質向上については、今まで以上により一層の連携をJIPAに期待する旨のコメントをいただいた。

- ・PLTについては、日米が非加盟であるのは問題と考えており、制度調和の最初のステップとしての方式面での調和の早期実現に向けた各国の連携に期待する方向性を確認し合った。

- ・商標についてはマドプロがあり、一定の成果は収めているが、意匠についても制度調和の必要性があるとの課題認識についての意見交換を行った。

#### ② WIPO-Green (IHGTPP) について

- ・WIPOより全体の概要紹介およびDBシステムのデモがなされた。システム自体はほぼ出来上がっているが、仕組としては、最初から100%の仕組ではなく、パイロット的に始めて、課題の洗い出しを行った上でそれを順次改善し、より良い仕組に発展させる取組みが必要との認識を確認し合った。

#### ③ 各PCT担当部長などとの意見交換およびJIPAからのISR調査結果についてのプレゼン

- ・JIPAより、国際第2委員会が調査・研究した「日・米・欧PCT出願の国際調査に関する考察」(知財管理誌2011年4月号, Vol.61 No.4に掲載)について説明したとこ

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る、非常に興味を示され、WIPOのPCT-WGにおいて資料として配布されることになった。

・ 今後は、WIPOとも連携の上、このような調査・分析をすすめていく必要性についても意見交換を行った。

### ④ e-PCTのデモについて

・ 2月からパイロットを始め、現在、ユーザからのフィードバックを受け修正している状況についての進捗報告を受けた。

### ⑤ PATENT SCOPEのデモについて

・ 新機能である多言語検索と機械翻訳について、相当有用であることを確認した。また日本のユーザにとってサーチにおける言語の障壁はさらに大きくなることから、これら機能のさらなる向上について必要性を確認し合った。

(2) 所感：震災直後から日本企業に対する救済施策をご検討いただく等、常に、知財制度の主要ユーザである日本企業への温かい配慮を意識しつつ、運営を行っている国際機関であることをあらためて認識させられる会合となった。その観点から今後、日本企業の声をより積極的に伝えるためには、今回の訪欧団の機会だけで

なく、実務者レベルの会合も含めてJIPAから幅広くWIPOにおける国際会合に参画することの必要性を強く感じた。

## 5. おわりに

JIPAでは、2011年度の重点活動方針として、①グローバル活動の推進、②JIPA内部活動の活性化、③人材育成、④JIPA運営基盤の整備を掲げている。その中でも、①グローバル活動の推進の一つとして「特許制度調和に向けた活動」を取り上げており、JIPAが積極的にリードする三極ユーザ会議活動はその中心を担う活動である。特許制度調和は一朝一夕に達成できるものではなく、過去から続けているユーザからの地道で粘り強い活動・働きかけが重要である。今回三極ユーザ会議の日程に合わせ、欧州の主要知財庁・機構を訪問し、JIPAから日本のユーザの声を直接主要機関の責任者に届けることができ、EPOやWIPOなどの機関とJIPAが直接意見交換を行い、特許制度について議論する場も設定できるようになった。このような活動は大きな一歩とはいえないが、特許制度調和の実現のためのJIPAらしい地道なStep-by-Stepの進歩であると確信する。

(原稿受領日 2011年7月21日)